

子どものための教育・保育給付認定申請書(1号認定用)
子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)

神戸市長 宛

年 月 日

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者として、以下の事項に同意の上、認定を次のとおり申請します。
教育・保育給付認定、施設等利用給付認定の審査に当たって、神戸市に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
認定の審査・副食費免除の判定のために保護者及び扶養義務者の市県民税等課税状況や、世帯員の住民基本台帳の情報について、神戸市が確認・閲覧します。
新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。
一以下、施設等利用給付認定における同意事項一
申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

Application form with multiple sections: ①保護者(申請者)フリガナ, 氏名/名前, 電話番号, 現住所, 前住所あるいは転居予定先; ②認定子どもフリガナ, 氏名/名前, 利用を希望する期間, 利用が内定している施設名; ③世帯の状況 (Family members table); ④祖父母の状況 (Grandparents table).

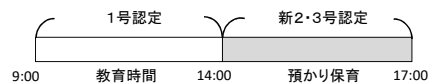
全員記入

預かり保育の利用を希望する方のみ記入

預かり保育について<施設等利用給付認定(新2・3号)に関する確認>

【預かり保育(一例)】

預かり保育を希望し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を受けるためには、保育の必要性の認定が必要です。
※預かり保育を利用しない方、預かり保育の利用を希望するが、施設等利用費の給付を受けない方は、以下のチェックと保育の必要性を証明する書類は不要です。



- 1 該当する方はチェックしてください。
□ 預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受けることを希望する。
2 施設等利用費の給付の対象であるかチェックをしてください。
※①、②いずれかに当てはまる場合のみ対象です。
②で対象外の方は3歳児クラスに上がる際に、施設等利用給付認定(新2号)を忘れずに申請してください。
□ ①利用希望日には3歳児クラスに入園している
□ ②3歳になった日から最初の3月31日までにある子どもで非課税世帯
3 下表「保育を必要とする理由」にチェックをした上で、裏面に記載している必要書類の提出方法にチェックしてください。

※審査の結果、施設等利用給付認定(新2・3号)を受けることができない場合もございます。

Table with 2 columns: 保育を必要とする理由 (父, 母) and 理由 (就労, 疾病・障がい, 介護・看護, 災害・復旧, 求職活動・内定, 就学, その他).

□ 教育・保育給付認定も申請済みです。(裏面に続く)
(区・支所)との保育を必要とする書類の共有を希望する。

【保育の必要性を証明する書類一覧】

該当書類の□にチェックを入れ、添付してください。

預かり保育の利用を希望する方のみ提出

保育を必要とする事由（父母それぞれ）		必要書類・添付書類
就労	雇用主がある 〔 会社員・公務員・パート・派遣社員等 〕	□勤務（内定）証明書★
	自営業の方（自営手伝いを含む）	□就労状況申告書★および、タイムスケジュール★ ※別途、就労内容の分かる資料（開業届、業務委託契約書、チラシ、支払明細書等の写し）の提出を求めることがあります
	内職の方	□就労状況申告書兼証明書（内職用）★および タイムスケジュール★
妊娠・出産 ※認定期間は出産予定日の8週前が属する日の翌月1日から 出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで		□母子健康手帳の①交付日、②分娩（出産）予定日、③受診実績 の記載されているページのコピー
保護者の疾病・障がい	疾病の方	□利用・継続に関する申立書★および、診断書又は医師 の意見書（就労や育児の困難な状況について証明）
	障がいの方	□利用・継続に関する申立書★および、身体障害者手帳/ 療育手帳/精神障害者保健福祉手帳等のコピー
親族の介護・看護		□介護・看護状況申告書★および、タイムスケジュール★ 加えて以下の書類が必要です。 (介護の場合)□障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー (看護の場合)□診断書の写し (施設通所付添の場合)□在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
災害復旧		□利用・継続に関する申立書★および、り災証明書
求職活動 ※認定期間は90日が経過する日が 属する月の末日まで	就労内定の方	□上記「就労」欄の書類
	求職活動中の方	□誓約書兼求職活動報告書★
就学		□在学証明書兼申告書★および、タイムスケジュール★

※「★」マークの書類は、本市ホームページより様式をダウンロードしていただけます。
URL: <https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/shinseido/shorui/shinse.html>
※原則、証明書類は発行日から3ヵ月以内のものがが必要です。
※ひとり親世帯を除き父母のどちらについても必要です。
※育児休業に入る前から預かり保育を利用している場合は無償化の対象となりますが、育児休業中の方の新規申込は無償化の対象外です。

〔様式ダウンロードページ〕



保育の必要性を認める事由

※ひとり親家庭を除き、父母どちらも該当する必要があります。

事由	状況
就労	保護者が就労している。（1か月あたり64時間以上の就労）
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である。 ※認定期間は出産予定日の8週前が属する日の翌月1日から 出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある。
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている。（1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
求職活動	保護者が求職活動中である。 ※認定期間は90日が経過する日が属する月の末日まで
就学	保護者が就学している。（1か月あたり64時間以上の就学）